

SLN No.75 1998.1.31

第6回「SOFTIC 国際シンポジウム」

ま と め

1. はじめに
2. 参加スピーカー、パネリスト
3. 会議要旨
 - 〔第一日〕
 - 特別講演
 - 基調講演
 - データベース保護の進展—sui generis に対する各国の対応—
 - 情報の保護と利用のバランス
 - 〔第二日〕
 - 特別講演
 - サイバースペースにおける知的財産侵害問題
 - サイバースペース上における諸問題—問題提起—
 - 商標、著作権に関する諸問題—事例検討—

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター

©(財)ソフトウェア情報センター
1998

本誌記事の無断転載を禁じます。

KIRIN 00

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)3437-3071 FAX(03)3437-3398
E-mail;staff@softic.or.jp
URL http://www.softic.or.jp/

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

1. はじめ

1997年11月13日、14日の両日、(財)ソフトウェア情報センター(SOFTIC)主催により、「東京国際フォーラム」にて下記シンポジウムを開催した。参加者は239名。

今回のテーマは『デジタルコンテンツの保護と利用』で、第一日目に、情報の保護と利用のバランスについて独占禁止法的視点も含め、そのあるべき方向性を探り、第二日目は、ネットワークによりコンテンツが国境を越えて流通する際に生じる法の抵触の問題について、問題提起と事例を基にした議論がなされた。

本稿は会議内容の要旨をまとめたものであり、正確・詳細については当日配布のコースブック及び後日発行予定の議事録をご覧ください。コースブック入手希望の方は事務局(03-3437-3071)までご連絡いただきたい。

2. プログラム、参加スピーカー/パネリスト

【第一日】

- A. 特別講演：Jukka Liedes (フィンランド教育・文化省)
- B. 基調講演：「コンテンツの利用と電子決済」(岩村充 日本銀行企画局兼機構局参事)
- C. データベース保護の進展—sui generis に対する各国の対応—
 - モデレーター：井上由里子 (筑波大学 助教授)
 - スピーカー：Mark D. Powell (ベルギー 弁護士)
 - ：Dennis S. Karjala (アリゾナ州立大学 法学部教授)
 - ：小川憲久 (弁護士、SOFTIC 特別研究員)
- D. 情報の保護と利用のバランス
 - モデレーター：相澤英孝 (筑波大学助教授)
 - パネリスト：Paul Goldstein (スタンフォード大学 法学部教授)
 - ：Kyung-Han Sohn (韓国 弁護士)
 - ：Stephane Lemarchand (仏 弁護士)
 - ：一色 秀夫 (㈱日立製作所 知的所有権本部参事)
 - ：大谷 和子 (㈱日本総合研究所 法務部長)
 - ：白石 忠志 (東京大学 法学部助教授)
 - ：水谷 直樹 (弁護士、SOFTIC 特別研究員)

【第二日】

- E. 講演：「情報時代における契約：UCC 第2B編」
 - Laymond T. Nimmer (ヒューストン大学 法律センター教授)
- F. サイバースペースにおける知的財産侵害問題
 - (1) サイバースペース上における諸問題—問題の提起—
 - 石黒 一憲 (東京大学 法学部教授)
 - Paul Geller (米国 弁護士)
 - (2) 商標、著作権に関する諸問題—事例研究—
 - モデレーター：松本恒雄 (一橋大学 法学部教授)
 - パネリスト：George C. C. Chen (台湾 弁護士)
 - ：Paul Geller (米国 弁護士)
 - ：Silke Von Lewinski (独 マックスプランク研究所)
 - ：梶山 敬士 (弁護士、SOFTIC 主任研究員)
 - ：茶園 茂樹 (大阪大学 法学部助教授)
 - ：吉田 正夫 (弁護士、SOFTIC 主任研究員)

3. 会議要旨

プレゼンテーション及び議論の要旨は以下のとおりである。なお、プレゼンテーションの正確・詳細な内容については、当日配布のコースブックを参照していただきたい。

【第一日】

A. 特別講演：「デジタルコンテンツの保護と利用」Jukka Liedes 氏（フィンランド教育・文化省）

通商政策の場において、著作権の経済的意義は益々重要度を増しており、その最も顕著な例が視聴覚分野である。また、電子商取引が確立されるために技術の発達と法的整備が前提条件となっている。

著作権制度を発展させるための重要な点は、権利者と利用者とのバランスを維持することであり、例えば、教育、科学技術目的での情報アクセスの保証や一般人が情報にアクセスする場合の条件である。

西暦二千年以降に著作権制度が直面する課題として二つ上げることができる。一つは、サイバースペースの持つ性質で、ここでは国境が意味を持たなくなるということ。したがって準拠法問題の解決が必要になる。そのために、新たな国際条約が必要になるかもしれない。

二つ目が、保護レベルの国際的な調和の問題である。保護レベルの低い国があればそこに商業活動が集中し、その国の当局は海賊行為に対する関心が薄くなる。これは市場を歪めることになるので、著作権制度で防御しなければならない。そのために各国内法制度のハーモナイゼーションが必要である。

これに関し WIPO では 1989 年に検討を開始し、1996 年 12 月に「インターネット条約」と呼ばれる新たな条約を締結するに至った。著作権条約 (WCT) と実演・レコード条約 (WPPT) である。この中で最も重要なのが、公衆への伝達に関する権利で、これはベルヌ条約の公衆への伝達権に基づき、インタラクティブなオンデマンドサービスはこの権利に基づいて保護されることになった (WCT 第 8 条)。これは公衆が個々に作品にアクセスする状況も含まれる。また、技術的手段に関する義務と権利の管理情報についての義務に関する条項が導入された。これらにより、技術的手段の回避につき適切な法的保護及び有効な法的救済が得られ、デジタル作品の自動ライセンスや対価の収集分配に大きく機能することが可能となり、デジタル著作物取引の基礎として貢献すると思われる。

更に、創作性のないデータベースの保護についても現在検討を進めている。狭義の保護形態を定めることは可能であると考えている。

将来の保護環境は、法制度と技術的措置の組み合わせになるだろう。新しい WIPO 条約が、新たなプロセスの起点になってほしいと考えている。

B. キーノートスピーチ：『コンテンツの利用と電子決済』岩村 充氏（日本銀行 企画局兼信用機構局参与）

電子マネーあるいは電子決済という技術は、単に商取引の決済が電子化されるというのではない。例えば、IC カード型の電子マネーを考えると、暗号技術により単に貨幣のごとくに使うものは、既存の金融界にとってのインパクトしかないが、非接触の IC カードの技術は、例えば、高速道路の料金所で利用して自動的に料金決済が可能になれば、従来市場メカニズムの外に置かれていた道路という財サービスを市場メカニズムに取り込むことにより、公共財ではなくなることになる。つまり、公共財か私的な財かの区別が変わってくるという現象が起り得る。決済技術というものはこれほどの社会的インパクトを持つのである。

このことをデジタルコンテンツとの関係で見ると、電子決済がデジタルコンテンツの市場化に大きな役割を果たすであろうことは容易に想像できる。インターネット等のオープン型のネット

ワークにおいては、例えば雑誌、新聞等のようないわゆるマスメディアという包みに組み込まれる前の情報、包みが解かれてバラバラになった情報がコンテンツとして流通するようになる。そしてそのような流通、市場化が成功するためには取引コストが廉価でなければならず、そのための技術開発が必要となるのである。

このような個々の情報としてのコンテンツ流通が成功するには、コンテンツの性質や位置づけなどに関し一定のルールが必要である。そのため議論として二つの問題を提起してみたい。一つは、流通するコンテンツをコンセプトから見るかデータの側から見るかである。第二に、コンテンツの創作過程において他に見逃されている創作活動というものがないかである。

第一の点は、技術者の側からコンテンツを見ると、情報、データ、媒体という区別になる。しかし、情報という概念は広すぎるので、コンテンツとはどこからどこまでを指すかを十分議論する必要がある。第二の点は、一般に「編集」とか「著作」という言葉を区別して使っているが、果たしてそうなのか。既存の概念とか知識を一定のコンテクストに合わせて綴り合わせる場合、その成果は著作だが、作業は編集とかデザインとか言われる。そう考えると、編集と著作の区別は不明確である。これらは一連のものとして繋がっていると考えるべきである。したがって、編集やデザインあるいはデータベース作成というものと、個別のコンテンツ作成あるいは探り出す作業を、むしろ一つ概念に統合して考えるのがいいのか、あるいは両者の違いを強く確認していく方がいいのか、今後考えていくべき問題である。

C. データベース保護の進展—sui generis に対する各国の対応—

(1) EUにおけるDB指令のインプリメンテーション状況：英国弁護士 Mark D. Powell 氏

現在、ドイツだけが完了しており、他に6~7ヶ国が完了までにもう少しというところで、あと半年の間には大半の国が完了する見込みである。ギリシャ、オランダ、ポルトガルの三国が未だ法案が作成されていない。

国別の状況は以下のとおり。

- ・ オーストリア：まだ実施していない。著作権法の修正により独自の権利を規定する模様。
- ・ ベルギー：まだ実施していない。現在、草案を国会で審議中。草案は、指令の著作権規定を取り入れるための著作権法の修正と、独自の権利は別途立法するという二つのアプローチを採っている。独自の権利についての立法では、従来の不正競争法では、保護が競業者間の行為のみであること、差止ができないこと、譲渡可能な財産権ではないこと、不正競争法では加盟国間の調整が困難であること、の理由で、排他的権利の方が望ましいという結論に至った。
- ・ ドイツ：1997年8月1日に採択された。当初の議論では不正競争法(UWG)で指令の内容は満足すると言われていたが、検討の結果、全般的な著作権法の修正部分を認証機関による許諾とオンライン・サービス提供者の責任を扱う「1997年情報通信サービスのための一般的条件を定める連邦法」に組み入れることとし、著作権法の修正一本で行った。その特徴は、対象を「著作物、データその他の独立した要素の収集物」「データベース著作物」及び「データベース」の三つに区別して定義したことである。ここで重要なことは、「データベース著作物」には、「データベース」には適用されないある種の制限があることである。例えば、「データベース著作物」を作成するためのコンピュータ・プログラムはデータベース著作物には該当しない(4条2項)とされているが、「データベース」に該当するか否かについて明示的に除外されているわけではないので不明確である。これらの定義は今後混乱を引き起こすと考えられる。例えば、ソフトウェア指令で許されているインターオペラビリティ実現のためのインターフェース情報の取得行為およびその利用はどうなるかという問題が考えられる。また、「抽出」及び「再利用」の定義が、指令の定義とはズレていることも上げられる(改正著作権法第87条b)。
- ・ イギリス：1988年著作権、意匠及び特許法に「1997年著作権およびデータベースにおける権

独の規則」として組み入れる法案が、97年11月6日に議会に出されている。この法案の特徴は、公正使用（fair dealing）について、研究または個人の学習が該当し、商業目的のそれは該当しないこと（法案8条の2）、独自の権利での公正使用は教育、学術目的の使用は該当するが個人使用は該当しないこと、イギリス著作権法は「額に汗」を保護すること、などがある。「額に汗」の保護により、サッカーチームの勝敗の順位やテレビの放送番組表などが著作権法で保護されることになる。

独自の権利の公正使用に関し、個人使用が認められないことについて学会等から強い不満の声がある。また、96年3月27日以前に作成されたデータベースは著作権法により保護され、同日以降はデータベース指令により保護される。したがって、イギリスでデータベースの侵害が発生した場合、この日付以前に作成された証明ができればベルヌ条約により著作権法で70年間保護されることになる。

(2) 米国における対応：アリゾナ州立大学 法学部教授 Dennis S. Karjala 氏

米国におけるデータベース保護の議論のきっかけになったファイト判決で、単なる事実の収集物でありきたりの配列等がなされたものは著作権の保護が及ばないとされたが、これに対し現在米国裁判所では二つの異なるアプローチがなされている。つまり、ファイト判決を回避しようとする過剰保護的なものと、より厳密に解釈する過少保護的なものである。これらは、編集物のどの「創作的」要素が著作権で保護されるかの解釈により、過剰保護にも過少保護にも導かれ得るものである。

これらのアプローチの中間的なものとして、97年10月9日、著作権法に「情報収集物の不正目的の使用」という題名で新たに付け加える形の法案（H.R.2652）が提出された。この法案の特色は、特許や著作権という排他権的な制度ではなく、不正目的の使用を禁止するという意味で不正競争法的なアプローチを採っていることである。

同法案は「他の者が相当の金銭その他の資源の投資を通じて収集、編纂または維持する情報の収集物の全部または実質的部分を抽出または商業目的で利用し、その者が商業的に提供している当該情報収集物を組み込んだ製品またはサービスに対し、現実的または潜在的市場を害する行為をなした者は、その者に対し1206条で定める救済の義務を負う。」とし、また、当該収集物の実質的でない部分、検証・研究目的や非営利での教育等のための抽出または利用が認められている。

私はこの法案には4つの欠陥があると思うが、ここでは特に4つ目について述べる。この法案における情報の定義は、「体系的な方法で収集及び編纂することができる事実、データ、著作物またはその他の無形的素材をいう」とされており、この定義からすると科学及び他の学術的な研究成果の殆ど、例えば、科学技術論文に掲載されるような内容はここでの保護の範疇に入ってしまうと考えられる。これは間違っていると思う。

科学あるいは学術の努力の目的は、その前になされた努力の上に自分の努力を積み重ねることが許されることがそもそもの目的である。したがって、保護される情報収集物から通常の科学的及び学術的努力の成果たるデータの収集物は明確に除外すべきである。

(3) 日本における対応：弁護士・SOFTIC 特別研究員 小川憲久氏

従来、わが国においてのデータベースの保護は、著作権法、不法行為法、契約法等によると理解されていて、積極的に新たな保護を求める意見は少なかったが、EU指令が採択された前後から議論が始まった。その議論では、EC指令やWIPOデータベース条約案の保護目的である‘投資の保護’についてのコンセンサスが得られたわけでもなく、明確な方向性が固まったわけではない。

このような状況下で、財団法人知的財産研究所から「データベースの保護のあり方について」という報告書が出されている。この中で、保護対象とするデータベースについて、sui generis という新

たな権利の創設ではなく、一定期間不正な競争行為を禁止するという行為規制の形で解決しようとする提案が具体的になされている。これは、以前改正された不正競争防止法の、3年間の商品形態の模倣禁止と類似の法規制を目指すものと理解できる。また、97年9月のWIPOインフォメーション・ミーティングで提出された社団法人日本電子工業振興協会のペーパーでも同様の立場を採っている。

政府見解としては、例えばWIPOインフォメーション・ミーティングでは、日本の著作権法の保護範囲は他国に比べて相当に広い。しかし、それ以外の部分については新法の可能性も含めて検討することには反対しない。ただし「実質的部分」の意味、保護期間等不明確な点について更に議論が必要であるとする意見が出されている。また、文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会において、本問題の検討が開始されることになっている。

データベース保護という要請は世界的趨勢である。わが国においても比較的早期に立法的手当がなされると思われるが、その際、著作権によりその大部分が保護対象とされ得るわが国の状況において、さらなる保護を与えることにより情報の自由な流通が妨げられ、情報の独占市場が生ずるような事態に陥らないよう留意することが必要である。

(4) 質疑応答

○新ドイツ法の三つの定義のうち、データベース著作権というのは他の二つの定義とどう異なるか。

⇒ データベース著作物は、データベースの定義にプラスして著作権保護の要件を考慮しなければならない。つまり、選択、配列による知的創作性の要件が加わることになる。

○EU指令の *sui generis* について、裁判所は第7条の「サブスタンシャル」を完全に自由に解釈できるか、「サブスタンシャルティ」に関する著作権法理でデータベースや生データにどのように適用されるか。

⇒ 各国裁判所は自由に主観的な分析ができると理解している。このことは問題が起こる原因ともなる。著作権としては別に著作物を見つけ実質的な類似性や他の基準があるかどうかも見ることになるが、これも主観的な判断になる。

⇒ 生データと伝統的著作物とは大きく異なる。サブスタンシャルに著作物を利用するということは審美的な部分だが、生データの場合のごく小さい部分でそれらが相互に関連しあっている。その意味でサブスタンシャルな部分というと、80%~90%になるのではないか。

⇒ 裁判所がサブスタンシャルテストをどのように適用するかについては、ECはまだガイドラインを出していない。

⇒ サブスタンシャル部分の線を何処で引くかについては、不正競争法を使う方がベターである。データベースでは王冠の宝石に当たるようなものを保護しようとするものではなく、大量の盗用あるいは不正な利用に対して保護すべきである。不正競争法を使えば、盗用された量が、当該競業者のオリジナルなデータベースの投資を減ずるような量かどうかで合理的な判断が出来るだろう。

D. 情報の保護と利用のバランス

<プレゼンテーション>

○Kyung-Han Sohn氏： 情報を保護するのにもっとも重要なのは、情報の利用とのバランスを取ることである。

従来、知的財産法を含む財産法の目的は、その財産の保護であった。公正使用の観点からはあるが二次的なものだった。したがって、著作物利用の活性化について、既存の制度の修正ではなく財産法に新たな法理を導入することを提案する。自動的に許諾を与えることは、創作者が補償金を得ることができる可能性を増す。情報は容易にアクセスできなければならないが、料金

も課されなければならない。

従来、知的財産は財産であるという概念に捕らわれてきたが、所有権は常に排他的である必要はなく、一つのある対象に対して複数の所有権を検討することができる。韓国民法では、「物」とは、有対物、電気および制御可能なその他の自然力と定義されている。そこで、有体物も無体物も財産法の同一の法理の下に規制することを提案する。財産法の既存の諸法理は無体物を含めるよう変更しなければならない。このことが保護と利用のバランスを達成するために適した方法である。

○Paul Goldstein 氏： デジタルネットワーク上での著作物の頒布については、今後、電子契約と電子暗号が、作者と利用者とのバランスをとるための媒介者として、著作権に取って変わっていくと思われる。しかし、電子契約、電子暗号は、それら自体には著作権の持つバランスシステムを持っていない。契約には歴史的規範があるが、それは著作権に向けられたものではない。また、暗号技術には歴史的、道徳的規範は一切ない。文化発展という公益から見れば、これらの運用を制約するために著作権によるバランスがこれまで以上に必要になるだろう。

電子契約は取引費用をゼロにできるメリットがあるが、合法的な使用までコントロールしようとするような電子契約を個々に取り締まることは費用の面でも難しい。その結果、代替手段としてコンテンツの暗号化が選択されたが、ここでは、公有となっている情報まで暗号化されてしまうという危険がある。

したがって、電子契約及び暗号化という技術的手段が主流になるにしたがい、立法者の、これら二つの代替策に著作権の歴史的規範を適用するような手当が必要である。

○Stephane Lemarchand 氏： フランスでは、デジタル情報が著作権法で保護される場合は、従来の著作権法でバランスを取ることもできるし、不競法を適用することもできる。例えば最近の最高裁判決で、著作物を無許諾でインターネットに置くことは著作権侵害であるとしている。また、株式市場のデータベースに関する判決で、競業他社が株価データをダウンロードすることは著作権侵害にはならないとして、不競法によりバランスを取っている。

情報が著作権で保護されない場合、フランスでは契約責任や不法行為責任により保護することになるが、オープンなネットワークでは、不法行為原則に基づく不競法によるのが現状である。しかし、これで十分なわけではなく sui generis による（実質的に）全ての不正なダウンロードの禁止が、保護のための適切な手段になるだろう。

最近、最高裁はフランステレコムに、支配的地位の濫用を理由に、オレンジリストを含む加入者リストを電話帳作成者に提供するよう命令した。これは、保護されない情報は、その提供の拒絶が新製品の創作を阻止する場合は、適切な対価と交換に公開しなければならないという点で、大きな前進である。

○白石忠志氏： データベースと競争政策という点で、日本で sui generis right を導入すると、マギルケースのような事件が起こるかも知れないという問題がある。そうするとテレビの番組情報のような事実情報が保護されるということになる。EU ではマギル判決があり独禁法の適用が可能だが、マギル判決のような実績がない日本やアメリカでは問題が生じる。

第一に、知的財産権のライセンス拒絶の問題である。これについては独禁法は適用できないという意見があるが、例えば、マイクロソフトのケースに対するアメリカ司法省の主張は、理論的にはライセンス拒絶を規制しているのと同じである。今後、知的財産権のライセンス拒絶は競争政策上どのような場合に好ましくないかの議論を深めるべきである。

第二に、いくつかの国では独禁法の運用に不慣れなことである。このような国では独禁法に頼る

という選択ではなく知的財産法に頼るという選択肢をとる、つまり sui generis right を少し狭く規定するという可能性があり得る。例えば、唯一の情報源となるデータベースには権利を与えないとか、損害賠償はできるがインジャンクションは請求できない、というようなものである。

○一色秀夫氏： 97年 WIPO インフォメーションミーティングで配布した(社)日本電子工業振興協会(JEIDA)のポジションペーパーの概要を紹介することとしたい。

デジタル化、ネットワーク化の中でコンテンツ流通がさらに促進されるべきであるという認識ではあるが、現状で判断するのではなく、実際にどのように進展するかをじっくり考えて条約化すべき要素がある。

例えば、他者が作ったデータベースの全部または実質的部分をデッドコピーして、元のデータベースメーカーと競合するような行為は規制すべきである。反対に、データベース中のコンテンツにアクセスするだけの行為は規制すべきではない。また、この両者の中間にある行為のようなグレーゾーンについては、将来のビジネス環境の進展を睨みながらじっくり検討すべきと考える。

データベースについて新規の保護を考える場合、以下の点に留意すべきである。

- ・著作権法での権利制限規定とのバランスを考えるべき。
- ・最近 DVD との関係で議論されている複製の技術的措置の進展を考慮すべき。
- ・日本におけるデータベース関連の判例は、著作権法で保護するものが殆どであるが、このことから直ちに新たな保護法制が必要ないとは言えない。
- ・EU 指令では、規制対象として、質的または量的にサブスタンス的な部分ということになっているが、事前にサブスタンスか否かの判断が不可能であり、研究行為もイリーガルと判断されるのは、法的安定性を欠くことになる。
- ・保護期間につき、投資の回収と公衆の利用とのバランスを考慮すべき。

○大谷和子氏： 情報の塊であるデータベースの財産権での保護について、利用とのバランスから、保護期間、保護範囲及びフェアユース規定について限定を加える必要がある。保護期間は投資が回収できる期間であれば良い。保護範囲はファースト対ルーラル判決で明らかにされている。フェアユース規定については、現在のわが国のような個別の規定ではなく一般的な規定で対応すべきである。更には、独禁法、不競法のアプローチにより創作者と競争者との関係として検討していく方法が考えられる。

また、情報サービス産業に身を置く者として懸念されるのが、契約の効力の問題である。法律で認められておらず元々権利が制限されているような行為について権利を及ぼそうとするような場合、その効力はどうなるかという問題である。このような場合、既に競争政策からのアプローチがなされているのではないか。

○水谷直樹氏： 従来の情報の流通形態は、複製物を流通ルートに載せ、利用者と直接契約関係を結ぶケースは多くなかった。この形態では著作権法は契約関係にない当事者間においてバランスを図ってきたと言える。シュリンクラップ契約は直接契約関係を持つと試みたが、この契約の成立を認める意見は必ずしも多くない。しかし、ネットワーク上では、両者が契約関係を結ぶことがより容易になる。また、暗号技術等により情報の創作者あるいは発信者が利用者を直接コントロールできるようになる。このことは、従来の流通形態を前提としていた著作権法を実質的に変容させ得る事態である。

<ディスカッション>

①保護と利用のバランス

- ・ 公益という観点から著作権法は権利者と利用者のバランスを取ってきた。しかし、シュリンクラップ・ライセンスという形で、例えばリパースエンジニアリングが禁止されてしまうのは、著作権が積み重ねてきた公益に反する。
- ・ シュリンクラップ・ライセンスは著作権保護の代替策として出てきた。そしてリパースエンジニアリングの禁止という問題が起こった。このような契約に著作権のミスユース法理を適用しようという意見があるが、これは適当ではない。著作権の規範を直接適用すべきである。素材の利用を禁止するという問題とは別に考えるべきである。
- ・ 著作権が唯一の原理原則と捉えるのではなく、知的財産権法の枠を超えて広く検討すべきである。現在のデジタルコンテンツなど情報のビジネスでは著作権の規範には限界がある。例えば、複製を伴わずに情報を見た場合などは著作権の問題ではないはず。重要なのは情報へのアクセスを排除できるか否か、またその場合の例外条件である。
- ・ 電子契約では、著作権では受け入れられないような使用制限が行われる可能性がある。
- ・ データベース保護の問題でバランスの取れた法体系を考えるには、ダン・アンド・ブラッドストリートのように投資を保護するアプローチの方が、不法行為より適している。その際ユーザーは何ができるかを明確にすることが重要である。
- ・ データベース指令は3年以内に見直しがなされることになっている。今の方向でバランスがあまりにもデータベースの権利者に偏るようだと、ECは強制許諾規定を入れる可能性もあるだろう。

②競争法との関係

- ・ 競争法でバランスを取るのには問題が二つある。一つはタイミングで、競争法で知的財産権を判断するのは複雑で時間が掛かり過ぎる。もう一つは、一般的なルールとして競争法は知的財産権のライセンス拒絶には適用されないということ。マギル事件では、新しい製品が出てきて、その製品の潜在的需要が存在したという例外的事情があった。だからマギル判決がミスユースに対して万能というわけではない。
- ・ マギルケースでは、日刊紙には提供したが週間ガイドには提供しなという差別的なライセンシングが行われたという点、アイルランドとイギリスでは「額に汗」の編集物を保護している点で、例外があった。また、テレビ番組のリスティングという市場で、放送局からしか情報が入手できないという状況にあった。
- ・ マギルケースでの問題の一つは、ECが著作権の強制許諾ができるかどうかだったが、ECがベルヌ条約加盟国ではないことを理由に裁判所は強制許諾を認めなかった。
- ・ マギルケース自体はデータベースの議論とは捉えられない。仮にあの番組表に知的財産権を認めるとすれば、米国著作権法の下ではマージ論が考えられる。
- ・ 100程ある航空会社のうち1社が時刻表を出さないというような場合、米国司法省はマギルケースのように強制許諾を発動できるかについては、ベルヌ条約9条2の問題になるだろう。あるいは、ベルヌ条約を問題にするまでもなく、裁判所は損害賠償のみ与えるということも可能だろう。
- ・ (上記の問題について) ベルヌ条約9条2の違反とはならないだろう。
- ・ 競争法あるいは独禁法は各国によって異なっていて、行使のし方もまちまちである。そのために独禁法を改正して知的財産権に適用できるようにすべきか、あるいは時の流れを待つべきか。知的財産にある種の本来的制限をなすことにより、この問題の解決が求められよう。
- ・ 日本の知的財産権の行使は独禁法に違反しないという条文は、最近は限定的に解釈されつつある。強い競争阻害効果が生じる場合は、知的財産権の行使とは認めないというもの。

E. 講演：『情報時代における契約：第2B編』Laymond T. Nimmer氏（ヒューストン大学法律セン

ター教授)

サイバースペースにおける情報の取引は契約法が最も支配的な形態となるだろう。現在、アメリカで検討されている UCC (Uniform Commercial Code) 第 2B 編 (以下 2B) は、アメリカの契約法を現代の商取引、特にインターネットその他のオンライン取引に妥当させるべく改訂するものである。

2B における取引とは、物品の売買ではなく情報を使用するための権利のライセンスであり、そのライセンスとは、情報にアクセスし、また、その情報を使用する権利を与え、その権利の条件、留保、範囲の限定を明示的に定めることである。

適用範囲は、ソフトウェア、オンライン・サービス、データベース、出版、映画、レコードなどのいわゆる情報の取引のライセンスと、ソフトウェア契約である。

電子商取引に関し、電子的署名は紙で行う書面とみなし、いわゆるクリック・オン・ライセンス方式をとることになる。ただし電子的署名の証拠能力自体の問題は扱わない。また、電子商取引では誰が署名したかわからないという問題があるが、これについては暗号及び認証技術で対処することとし、そのための具体的な方式を言っている。

電子商取引においてキーとなる同意がなされたかどうかを如何に確認するかの点についても 2B で提案している。また、マスマーケットにおける標準書式についての適用拡大の問題は、契約自由の原則により市場が決める問題と考える。

デジタル情報の利用ということでは、情報に関するプロバイダーの責任問題と、ポルノ等の情報規制の問題があるが、ビジネスとしては前者の方がより重要な問題である。情報コンテンツに誤りがあった場合の責任をどのように考えるかである。これについては、情報コンテンツを自動車やテレビ等の製品と同じに扱うことは適当ではない。明示の規定がない限りプロバイダーは黙示の保証からは除外される。このような取引の対象物に無過失責任は適当ではない。

F. サイバースペースにおける知的財産侵害問題

F-1 サイバースペース上における諸問題—問題提起—

○東京大学 法学部教授 石黒一憲氏：

サイバースペースにおける抵触法上の新たな方法論の必要性をめぐり、サイバースペースでは物理的な属地性が存在しないのだから法的属地性も存在しないという意見は、十分な論証にはなっていないと考える。また、アメリカの革命的な学説についても、例えば、バスター・キートンの白黒映画「ザ・ジェネラル」のデジタル・カラー化がインターネット上でなされた場合について、アメリカでは権利が切れていて、フランスでは人格権が残り、ドイツではフルに権利が残っているというシチュエーションで、アメリカ裁判所はアメリカ法を適用せずにドイツ及びフランスの法を適用し得ると説くが、アメリカでの権利が切れたことがアメリカで実現すべき法政策ないし政府利益は有しない、ということにはならないだろう。アメリカ法も含めた関連諸法の政策的な含みや政府利益を考慮すべきはずである。また、保全処分段階で権利者に最も有利な法の適用をなすべきで、優先性の原理と結び付けるが、この原理は極めて射程の狭いものである。

準拠法の問題について、EU は送信国法の立場を取っているが、これについてはデータハイブンの国からの送信を招く等の批判がある。ベルヌ条約等の基盤の上に説かれてきた属地主義は、保護国法ないしは侵害地国法を導くものであり、無数の受信国が存在する等多少の困難はあるが、サイバースペース上でもこれを基本にすべきと思われる。

民事における裁判管轄については、イギリス型のいわゆるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの原則によろうとするものがあるが、この原則を日本に導入することには問題がある。わが国の下級審判決の柔軟な判断に委ねれば十分である。

保全処分としてのクロスボーダーな差止について、特にオランダ裁判所は域外差止を命じた点で著名である。実態として、保全処分が出てしまえばそこで紛争が終結してしまう傾向が強いことも

考える必要があろう。保全処分の国際裁判管轄を本案の管轄と区別し、保全処分をよりゆるやかな基準で判断しようとする学説があるが、疑問である。

外国裁判の承認・執行について、日本の民事訴訟法 118 条及び民事執行法 24 条で考えた場合、外国裁判所の国際裁判管轄権と公序の 2 要件が問題となる。わが国内部におけるあまりに広範な差止が命ぜられる場合の承認管轄には慎重が必要である。また、知的財産法が一定の産業政策、競争政策の要素も有していることも考慮すべきである。

○米国弁護士 Paul Edward Geller 氏：

知的財産権の持つ属地主義はサイバースペースにおいて以下の問題がある。

第一は、どの裁判所に管轄権があるかである。越境訴訟の成否は、管轄権を持ち救済を得るのに適した裁判所に訴えたかどうかにかかってくる。ネットワークの場合においては、コンピュータ化されたシステムを差止られる裁判所ということになる。裁判所はその管轄地域とコンタクトがある当事者に対してのみ権限を行使できる。その意味で属地的である。

第二に、抵触法の問題である。ベルヌ条約は内国民待遇を課しており、これは不法行為分野での古典的な抵触法に該当し、侵害行為地の法律が適用されることになる。しかし、これは二重の意味で曖昧である。つまり行為地の特定のためにどの法律を適用するかが国によって異なることと、損害の発生地まで広がることである。保護の薄い国と厚い国とがあるため、薄い保護の国の法律を適用すれば海賊行為の天国が生じる可能性がある。したがって行為地の解釈によっては保護と利用のバランスが崩れる可能性もある。この点でアメリカ裁判所は矛盾する判断を行っている。自国法を外国での行為に拡張することを避けようとしている裁判所で、逆に、自国の商標法を越境取引に積極的に適用し続けている。

第三に、法の抵触をどのように解決するかである。この問題について、抵触法の古典的な理論と革命的な理論とを取捨選択しなければならないということはない。なぜなら既に TRIPs 協定の目的として知的財産権の国際制度に関し「各国法制度の差異を考慮に入れながら、世界全体で適切な基準と執行のための効果的かつ適切な手段を提供する」と謳っている。すなわちこの要件の範囲内において、古典的抵触法的前提である内国民待遇原則により各国内の必要性に応じて知的財産権を構成することができる。これは、司法的救済の機能面として捉えることができる。すなわち、侵害行為をその経路で止めるためのシームレスな救済と、越境する複数国での損害賠償における一貫した救済である。サイバースペースでもこのような TRIPs 協定の措置に類似の制度を考えるべきであろう。

来世紀には知的財産法の調和が進んで、各国の法律の均一性が進み、その間の抵触も希になるだろう。そしてこの分野における属地主義の消滅に近づくのである。

F-2 商標、著作権に関する諸問題—事例検討—

※ 本セッションでは、サイバースペースにおける商標と著作権の問題につき、各パネリストから出された仮想事例（別紙参照）に対する回答を基に議論を行った。ここでは、それら回答の比較表を紹介することとする。回答の詳細については、当日のコースブックを参照されたい。

越境問題事例に関する回答比較表

※本表は便宜のため結論部分のみ抜き出したものです。根拠等、詳細については各回答者のペーパーを参照してください。

〔商標〕

国/回答者 事項	米 国		欧 州		ア ジ ア		
	Geller	Hugenholtz (オランダ)	Lewinski (ドイツ)	Lemarchand (フランス)	Chen (台湾)	茶園 (日本)	
1.1	1)	・おそらく人的管轄権を有する。 ・多額な金額が問題になっていて、XとYとが異なる州に主要な事務所を置いている又は連邦法が適用される場合、州籍相違に基づき、事物管轄権を有する。	・オランダ裁判所が管轄権を有する。 (ベネルクス商標法 (BTA) 37条(a))	-	・フランス裁判所に管轄権あり。(民法46条) ・「不法行為の基準」に基づいてインターネット上の商標権侵害事件の管轄権を認めた判例あり (97821ドラグイナン高等裁判所)。	・管轄権を有する。	・訴訟提起可能。
	2)	・米国商標法	・ベネルクス商標法またはB国商標法	-	・不法行為地はフランスで、フランス法が適用される。	・台湾法。	・A国法。
	3)	・米国からY社のウェブへのアクセスを禁ずる。	・恐らくXの勝訴。Y社の行為が、ベネルクス内のX社の商標権侵害と判断されよう。 ・ただし、Y社が優先権を有する場合、マドリッド条約に基づく国際登録を有している場合を除く。	-	・Y社の行為はフランスにおける商標を侵害したと認定されよう。	・おそらくX社の勝訴。	・商標権侵害。「ソフティック」商標の使用を禁止する判決。
	4)	・執行内容が遵守されるよう制裁を要求することができる。	・略式手続により、差止命令(間接強制)。加えて損害賠償命令が下されよう。	-	・判決をフランスで執行できるかは理論上の話なのは明らか。 ・しかし、プロバイダーを取り込んで差止命令を出すことができる。	・Y社に対する抽象的命令(間接強制)とならざるを得ない。 ・台湾で執行可能とは限らない。	・Yに対する間接強制。プロバイダーにYへのアクセスのブロックを命ずることはできない。
2.1	1)	・管轄権を有するのは適切と思われる。	・オランダの裁判所は管轄権を有する。	-	・フランス裁判所が有する。(新民訴訟法42条)	・管轄権を有する。	・訴訟提起可能。
	2)	・米国裁判所は、外国の商標法の執行には乗り気でなく、自国の商標法を適用することに積極的であると思われる。	・BTA商標法。 ・しかし、X社がA国のみでの保護を要求する場合は、A国法とされる。	-	・フランス法の適用が、準拠法は発信場所の法律であると定める規則との関連で首尾一貫しているように思われる。	・台湾法。	・A国法。 ・B国での行為を問題にするのであればB国法。ただし救済は困難。
	3)	・米国裁判所は外国商標法の適用を拒否し、判決を出さない可能性あり。しかし、この事案では唯一の適切な法廷地であるので、他に適切な法廷地がなければ訴訟を拒否すべきではない。	・X社がオランダで登録していなければ、X社の敗訴だろう。ただし、当該商標が周知の場合は別。 ・A国法が適用されればX社の勝訴かも知れない。	-	・Y社の行為はフランスにおける商標を侵害したと認定されよう。	・X社の勝訴。	・商標権侵害とされる。
1.3	・米国内のサーバーを閉鎖するというような外国判決は、公序良俗に反する可能性あり。	・オランダ民法に基づき、執行可能性について定めた国際条約があれば外国判決の執行が可能。 ・ルガノ条約、EEX条約の拘束もある。	-	・外国判決が、フランス法の基本概念に反しない限り、フランスで執行可能。(フランスと判決国との間に条約がない場合の解釈)	・A国の裁判所判決を台湾の裁判所が承認するため、原告は台湾で別の訴訟を起こすことが必要。	・執行判決を求める訴えにより、執行判決を受けなければならない。民事執行法第24条第3項、民事訴訟法第118条。	

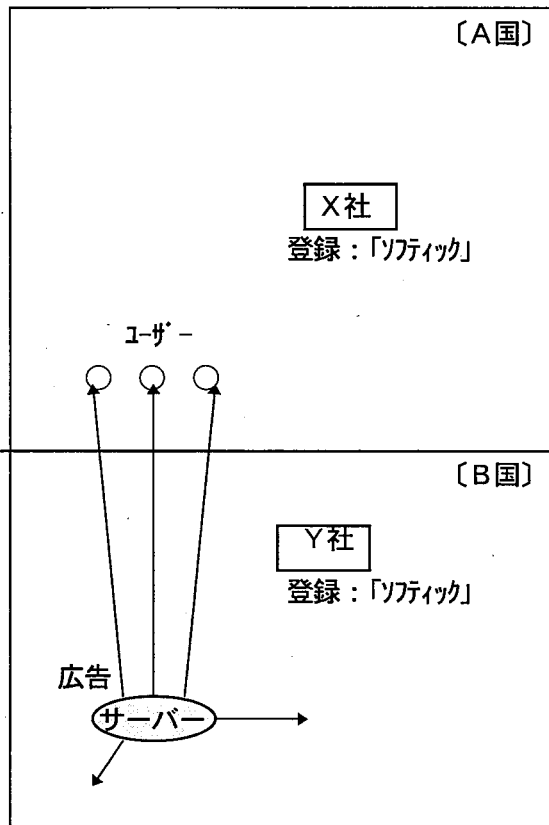
〔著作権〕

国・回答者 事項	米 国		欧 州		ア ジ ア		
	Geller	Hugenholz (オランダ)	Lewinski (ドイツ)	Lemarchand (フランス)	Chen (台湾)	茶園 (日本)	
2.1	1)	<ul style="list-style-type: none"> ・人的管轄権はあり得るが、不確実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・BがEEX条約又はルガノ条約に加盟している場合を除き、種々の規則により、管轄権を有する。 ・不法行為が複数の国境を越えて生じた場合には、結果発生地の裁判所も管轄権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的差止命令の申請を受ける裁判管轄権を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス裁判所は、裁判権を認めることができる。(民訴法42条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提訴可能。
	2)	<ul style="list-style-type: none"> ・生データは州の不競法が契約で保護される。 ・パリ条約の原則が不競法の適用を支持すると主張できるかもしれないが、場所の特定という問題がある。 ・Xが同社のホームページに、データのダウンロードはデータの再販売をしない合意となること、ページ記載の許諾条項は米国の契約法に従うこと、を定めた「シュリンクラップ」ライセンスを用意した場合、米裁判所はその法律を適用する可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話帳が著作物の場合、オランダ著作権法。(著作権法47条(1)) ・B国内で著作物性が認められれば、B国法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害地国法(保護の対象となる国)の法律が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おそらくフランス法が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・A国における保護を求めるのであればA国法、B国であればB国法、C国であればC国法。
	3)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の不正競争法には、Yに不利となる判決の根拠があるか疑わしい。 ・上記のような契約があれば、契約違反を理由に、世界中におけるデータ再送信の差止、損害賠償を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・X社の勝訴だろう。現在、オランダの著作権は、オリジナル条件を満たさないテキスト、データ編集物等も保護していたため。 ・DB指令が施行されれば、X社はsui generisのみで保護され、同様に勝訴するだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトページはオリジナリティ欠如のため、保護はおそらく認められない。 ・著作物性に関わらず、ドイツ向けのオンライン販売の差止命令が認められるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Xの電話帳はおそらくフランス著作権法の対象とはならない。 ・Yの行為は恐らく不正競争行為にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話帳が著作物であればおそらくXの勝訴。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話帳が著作権法の保護の要件を満たし、Yが創作性を満たす部分を利用したと仮定すれば、Yによる公衆送信権侵害が認定され、Yが電話帳を公衆送信することを禁止する判決となる。禁止はA国内に限られる。
	4)		<ul style="list-style-type: none"> ・差止命令(間接強制による)、損害賠償の支払い命令。 ・オランダ領域外での侵害行為を禁止する差止命令は、著作権侵害の証拠が十分に提示された場合のみに与えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Yは500,000DM以下の罰金、又は2年以下の刑罰を警告する宣言。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Yに対する判決のフランスでの適用の問題は、理論上のものにすぎない。 ・アクセスの提供者は違法なサイトへのアクセスを防止するように要求されることはありうる。この差止命令を得るには、Xはアクセス提供者をこの紛争に呼び込んでいなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Y社に対する抽象的命令(間接強制)とならざるを得ない。 ・台湾で執行可能とは限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Yに対する間接強制。プロバイダーにYへのアクセスのブロックを命ずることはできない。
	5)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ条約の原則が不競法の適用を支持すると主張できるかもしれないが、場所の特定という問題がある。 ・Xが同社のホームページに、データのダウンロードはデータの再販売をしない合意となること、ページ記載の許諾条項は米国の契約法に従うこと、を定めた「シュリンクラップ」ライセンスを用意した場合、米裁判所はその法律を適用する可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・B国内で保護されれば、B国法が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判決は、A国、B国、C国の著作権法に依存 	<ul style="list-style-type: none"> ・判決が実際に適用されることを保証するために、フランス裁判所はおそらくB国での公序良俗の規則を考慮に入れるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・B国の法制は考慮されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・B国法には影響されない。

2.2	1)	(2.2及び2.3) 以下質問に対する答えは、これまでの回答に従う。ただし、以下の点に注意： ・B国又はC国における訴訟で、各国裁判所は、私が仮定した電子許諾の定める、A国契約法を適用しないかもしれない。しかし、B国裁判所がその契約を執行するためA国契約法を適用するのであれば、当該サーバが位置する場所であるので、なんらかの差止が執行できるし、恐らく執行すべきである。	・オランダの裁判所が管轄権を有する。	・ドイツは裁判管轄権を有する。	・訴訟提起可能（民訴法42条）	・管轄権を有する。	・提訴可能。
	2)	・B国又はC国における訴訟で、各国裁判所は、私が仮定した電子許諾の定める、A国契約法を適用しないかもしれない。しかし、B国裁判所がその契約を執行するためA国契約法を適用するのであれば、当該サーバが位置する場所であるので、なんらかの差止が執行できるし、恐らく執行すべきである。	・オンラインによる頒布は、著作権法47条(4)の「出版」には該当せず、オランダ著作権法は適用されないだろう。 ・ただし、電話帳がベルヌ条約又はUACに基づき著作物と認められれば、オランダ著作権法が適用される。 ・X社が不法法上の救済を請求する事もあり得る。（パリ条約10条または不法行為）	・ドイツでの保護が求められていれば、ドイツ法が適用される。	・フランス法の適用が、準拠法は発信場所の法律であると定める規則との関連で首尾一貫しているように思われる。	・台湾法。	・A国における行為はA国法、B国における行為はB国法、C国における行為はC国法。
	3)	・C国でのYの販売はCでの人的管轄権を強化するが、C国での訴訟は、州籍相違を根拠に連邦裁判所に持ち込まれることないであろう。州籍相違は外国の当事者間には適用されない。	・X社がオランダ内で著作権保護を受ける資格があれば、確実にX社の勝訴。	・被告に妨害の除去を義務づけることができる。 ・被告がドイツでさらなる販売及び複製を継続する危険がある場合、かかる行為の禁止。	・Xの電話帳はおそらくフランス著作権法の対象とはならない。 ・Yの行為は恐らく不正競争行為にあたる。	・電話帳が著作物で、既存の協定、または、台湾が最初に発行されたか又は30日以内に台湾で発行された場合は、Xの勝訴	・公衆送信については2.1(3)と同様。 ・創作性の認められる部分をダウンロードしたならば、X社の複製権を侵害したものと判断される。侵害行為の差止、蓄積された電話帳の除去を求めることが可能。
	4)		・A国法でA国内のみの効力を要求する場合は、A国法が適用され、他の場合は、オランダの法律。	・判決は、A国、B国、C国の著作権法に依存	・判決が実際に適用されることを保証するために、フランス裁判所はおそらくB国での公序良俗の規則を考慮に入れるだろう。	・完全に台湾法に依拠。	・影響されない。
2.3	1)		・2.1(1)参照。Y社が欧州内であれば、オランダ裁判所が有する。（EX又は第15条(3)）	・裁判管轄権を有する	・フランス裁判所は、裁判権を認めることができる。（民訴法42条）	・台湾で訴訟提起可。	・提訴可能。
	2)		・2.2(2)参照。	・ドイツ法適用	・おそらくフランス法が適用される。	・台湾法	・A国における行為はA国法、B国における行為はB国法、C国における行為はC国法
	3)		・2.2(3)参照。	・被告に妨害の除去を義務づけることができる。 ・被告がドイツでさらなる販売及び複製を継続する危険がある場合、かかる行為の禁止。	・Xの電話帳はおそらくフランス著作権法の対象とはならない。 ・Yの行為は恐らく不正競争行為にあたる。 ・ただし、認められる賠償額はフランスで被った損害に限られよう。	・電話帳が編集著作物である、事前の著作権協定が存在する、あるいは台湾がその著作物の最初の発行地であるかまたは著作物が最初の発行から30日以内に台湾で発行されたことを規定する台湾の著作権法に依存。	・Yが電話帳を公衆送信することを禁止する判決。禁止はA国内に限られる。
	4)		・2.2(4)参照。	・判決は、A国、B国、C国の著作権法に依存	・判決が実際に適用されることを保証するために、フランス裁判所はおそらくB国での公序良俗の規則を考慮に入れるだろう。	・A国、B国の法律は影響しない。	・影響なし。

事例

1. 商標



X社は、パッケージソフトウェアのブランド名「ソフティック」をA国に商標登録し、ソフトウェアを販売してきた。B国の会社Y社も同じ商標について同じ商品区分でB国において登録を得ていた。

最近Y社は、B国所在のサーバーにホームページを開設し、この商標を表示してパッケージソフトウェアの広告宣伝を開始した。A国の消費者は、この広告を見てY社にソフトウェアの注文をした。X社としては、Y社がホームページを利用してA国の消費者に宣伝広告するのを止めさせたいと考えている。

なお、Y社はA国に支店、営業所等を有しないものとする。

1.1 あなたの国がA国であるとして、

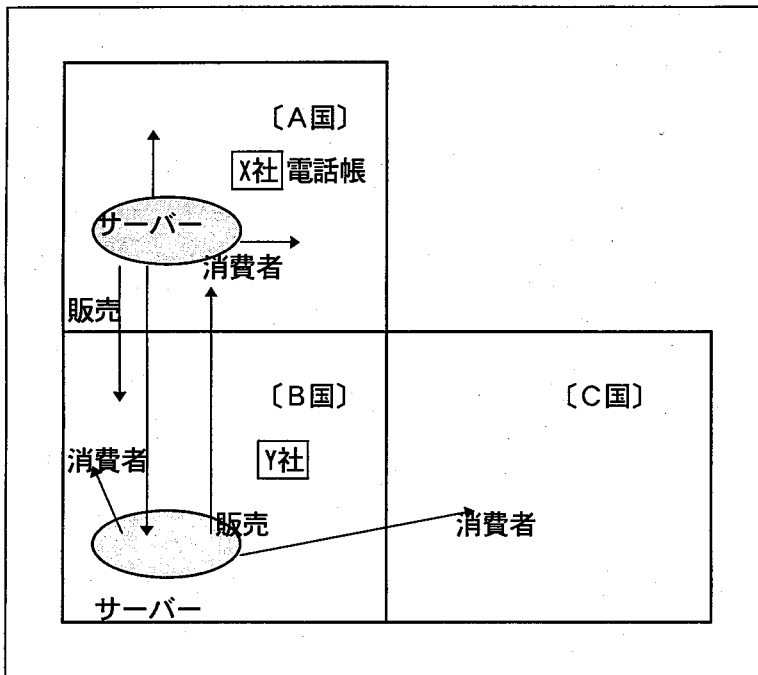
- 1) X社はA国でY社に対し訴訟を起こせるか。(A国はY社の行為に対して裁判管轄権を有するか。)
- 2) A国が裁判管轄権を有する場合、適用される法律はどこの法律か。(準拠法はどこか。)
- 3) A国の裁判の判決はどのようにになると予想されるか。
- 4) X社が勝訴した場合、A国内での強制執行はどのように行なうのか。

1.2 あなたの国がB国であるとして、

- 1) X社はB国でY社に対し訴訟を起こせるか。(B国はY社の行為に対して裁判管轄権を有するか。)
- 2) B国が裁判管轄権を有する場合、適用される法律はどこの法律か。(準拠法はどこか。)
- 3) B国の裁判の判決はどのようにになると予想されるか。

1.3 同じく、あなたの国がB国であるとして、X社がA国において勝訴判決を得た場合、B国で強制執行できるか。また、どのように強制執行を行なうのか。

II. 著作権



X社は、ホワイトページの電話帳を作ってA国所在のサーバーのウェブサイトへ蓄積し、世界からの注文に応じオンラインで送信してその電話帳の販売を行っていた。

B国のY社は、当該電話帳のデータを無断でダウンロードして、B国所在のサーバーに蓄積し、X社と同じように世界に向けて販売を開始した。C国の消費者は、Y社からこの電話帳をオンラインで購入している。X社はY社の行為をやめさせたいと考えている。

なお、Y社はA国に支店、営業所等を有しないものとする。

2.1 あなたの国がA国であるとして、

- 1) X社は、A国でY社に対し訴訟を起こせるか。(A国はY社の行為に対して裁判管轄権を有するか。)
- 2) A国が裁判管轄権を有する場合、適用される法律はどこの法律か。(準拠法はどこか。)
- 3) A国の裁判の判決はどのようになると予想されるか。
- 4) X社が勝訴した場合、A国内での強制執行はどのように行なうのか。
- 5) B国の法制(ホワイトページが保護されるか否か)によって結論が変わるか。

2.2 あなたの国がB国であるとして、

- 1) X社はB国でY社に対し訴訟を起こせるか。(B国はY社の行為に対して裁判管轄権を有するか。)
- 2) B国が裁判管轄権を有する場合、適用される法律はどこの法律か。(準拠法はどこか。)
- 3) B国の裁判の判決はどのようになると予想されるか。
- 4) A国の法制(ホワイトページが保護されるか否か)によって結論が変わるか。

2.3 あなたの国がC国であるとして、

- 1) X社はC国でY社に対し訴訟を起こせるか。(C国はY社の行為に対して裁判管轄権を有するか。)
- 2) C国が裁判管轄権を有する場合、適用される法律はどこの法律か。(準拠法はどこか。)
- 3) C国の裁判の判決はどのようになると予想されるか。
- 4) A国、B国の法制(ホワイトページが保護されるか否か)によって結論が変わるか。

以上